

教育自治の理論

— I の 2 —

勝 野 尚 行

- 序 田中耕太郎の教育思想研究をめぐって
- 第2節 教育基本法制の理念
 - I 教育基本法の成立 (5)
 - 田中耕太郎の教育思想の解明
 - 田中『教育と権威』

序 田中耕太郎の教育思想研究をめぐって

(1) 田中耕太郎は、教基法の立案者であり、戦後教育改革の思想的リーダーである。だから私は、「教育基本法の成立」(本論文第2節I)のなかで扱うべき問題の一つとして「田中耕太郎の教育思想の解明」をあげ、さらに、「教育刷新委員会」問題、その他の「教育基本法の成立」に直接に関係する諸問題を考えていた。ところが、この田中の教育思想研究にとりかかってみると、戦後初期(1945~'50)のかれの思想の研究に考察を限定しないということにしたこともあって、かれの教育関係の著作が予想外に多数あることがわかり、その思想研究に手間ひまをかけなくてはならなくなっている。どのような観点からかれの思想に迫るかにもよるけれども、私自身の観点(主にかれの「教育権の独立」論の解明)からすると、それがいくつかの問題点をはらんでいるとはいえ、その価値は極めて高く、批判的に継承しつつその成果をさらに発展させなくてはならないところがそのなかに豊富に含まれている¹⁾ため、到底中途半端な扱いですますことはできないからである。当然、研究

対象は、戦前、戦後初期、その後（1950年代から60年代まで）にまで及ぶことになり、現在では文献の探索にもすまざるをえなくなっている²⁾。

その思想は、とりわけ現代的「教育自治」論の構築に、重要な素材を提供しているがゆえに価値が高いとみられるのであり、「教育自治」論（「学校の自治」論と「教育の住民自治」論とを含む）を構成しようとする際、この思想研究を避けて通ることは決してできないと思われるのである。

(2) 戦後教育改革を導いた思想が何かの問題は、もちろん、田中耕太郎の教育思想分析だけによって解明できる問題ではない。その所産である教基法制の思想・構造は、かれの思想・構想とはむしろ異質対立的でさえある要素を多く含んでいる。その代表例がかの教委法制である。また、かれ自身は教基法の立案者でありながら、やがて教基法に教育目的規定を盛り込んだこと（教育の目的・目標の法的規制一般）に強い疑問を出すようになるから、かれ自身の教育思想が首尾一貫したものであったとは到底いえない。

しかし、戦後教育改革に際してのかれの指導的役割は到底否定しえないし、かれ自身の教育思想が矛盾を含んでいるといっても、その論理矛盾は単純明快に解決できるような、根の浅い皮相な矛盾ではなくて、矛盾する2つの思想がそれぞれ正当性を含んでいるといった矛盾である。たとえば、一方で教基法で教育目的を明示する必要を説き、他方でその後に教基法で教育目的を規定したことに疑問を出すという、それほどに深刻な矛盾をそれははらんではいないが、この2つの主張（思想）は、決して安易な「解決」を許すような浅薄な矛盾ではないのである。この点は後に具体的に示していくが、そうであるからこそ、「教育の目的・目標の法的規制は是か非か」の問題をめぐって、現在なお、激しい論争が絶えないのである³⁾。その論争はまさに起こるべくして起こっているといわなくてはならない。

(3) 田中耕太郎の教育思想研究をより本格化するために、私はその後、鈴木竹雄編『田中耕太郎一人と業績一』（有斐閣、1977年）を入手し、これによってまず田中の主要著書目録および論文目録を参照してみた。それによれ

ば、関係著書については1937(昭和12)年頃から1963(昭和38)年頃まで、30年近くに及んで、かれが以下のような著作を発表していることが知られるのである⁴⁾。

『教養と文化の基礎』岩波書店, 1937年

△『教育と権威』同上, 1946年

『教育と政治』好学社, 1946年

『法と道徳』春秋社, 1947年

△『新憲法と文化』国立書院, 1947年

『文化と世界観』同上, 1948年

『教養と文化』角川書店, 1948年

『平和主義の論理と倫理』勁草書房, 1948年

『教育と権威』同上, 1948年

『善き隣人たれ』朝日新聞社, 1950年

『真理と平和を求めて』講談社, 1950年

『共産主義と世界観』春秋社, 1950年

『現代生活の論理』同上, 1957年

△『法の支配と裁判』有斐閣, 1960年

△『教育基本法の理論』同上, 1961年

『私の履歴書』春秋社, 1961年

『象牙の塔から』同上, 1962年

『大学の自治』(共著)朝日新聞社, 1963年

『教育と政治』(IDE教育選書75号)民主教育協会, 1963年

△印は本論集論文その他で私がすでに若干なり論及したものを示す。

また、これらの著書に収録されている論文を別にして、単独の論文として発表されているものだけを抽出して示せば、次の33点ぐらいになる。論文の多くが上記の著書内に収められているが、そうでないものも相当に多数にのぼっていることが知られよう。

- 「新文部行政の方向（文相就任挨拶の要旨）」『文部時報』830号，1946年
- 「教育上最重要な2,3の事項」同上
- 「新なる教育の目標」『月刊西日本』5月号，1946年
- 「国民道徳の頽廢とその再建」『文部時報』824号，1946年
- 「教育の理念と政策」『信濃教育』716号，1946年
- 「教育者の権威」『カトリック思想』27巻1号，1947年
- 「新憲法に於ける普遍人類の原理」『季刊法律学』3号，1948年
- 「平和主義の理念」『一つの世界』4月号，1948年
- 「大学の権威はどうなるか」（高島善哉，寺沢恒信，宮本顯治との座談会）『改造』29巻10号，1948年
- 「教育委員会の使命と学園政治問題その他」（天野貞祐，山崎匡輔との座談会）『日本の再建』11月号，1948年
- 「新しい教育の方向」（天野貞祐等との座談会）『教育復興』2巻7号，1949年
- 「文部省発行『民主主義』批判と共産主義と民主主義の対決」（宮城音弥，尾高朝雄，赤岩栄等との対談）『評論』6月号，1949年
- 「大学自治の危機」『思索』12月号，1949年
- 「教育の根本問題を語る」（天野貞祐等との対談）『教育の新方向』1949年
- 「教育公務員特例法序文」井手成三『詳解，教育公務員特例法』労働文化社，1949年
- 「教育権の自然法的考察」『法協』69巻2号，1951年
- 「民主主義への信念」『心』4巻8号，1951年
- 「世界文化を語る」（安倍能成，天野貞祐との座談会）『心』3，4月号，1951年
- △「教育基本法第1条の性格」『ジュリスト』1952年

- 「平和と正義」『心』1月号, 1952年
「司法と教育」『法曹』39号, 1953年
「司法と教育」『法曹』48号, 1954年
「教育と倫理」『教育と倫理』1957年
「自然法と憲法」『世紀』85号, 1957年
「教育者は労働者か」『心』3月号, 1957年
「道徳教育の基礎」『心』4月号, 1958年
「大学自治の理念」『心』9月号, 1960年
「父母の権利と責任」『父母会議』3月号, 1960年
「平和と正義」『心』3月号, 1964年
「平和の基礎」『朝日新聞』1月28, 29日, 1964年
「教育勅語論議—生きた歴史的文献」『朝日新聞』7月15日夕刊, 1967年
「人権と平和」『心』11月号, 1967年
「文明と道徳」『心』6月号, 1970年

△印は本論集論文「教科書問題—IIの7—」で取り上げたもの。

以上の論文33点は、その後に田中の著書(論文集)に収録されなかったものばかりである。そのような論文一覧のなかから若干抽出してみたものである。これらの独立論文についても、これらの収集に努めて、できるかぎりの検討を加えなくてはならない。未発表のメモ・草稿までも含めて。

教基法の立案に尽力した田中耕太郎の、その立案当時(局長・文相の時代)の教育思想だけに限定して、かれの教育思想の研究をすすめることが、本論文第2節Iでは、それにふさわしい考察の仕方であるに違いない。「教育基本法の成立」過程の究明を主題とする本節Iのなかでは、とくにそうであろう。しかし、田中耕太郎一人の場合に限ったことではないが、その一時期の思想構造の解明は、その一時期のものだけに限ってしまったのでは、到底より深く解明することはできないということがある。その一時期にはいまだ萌

芽的・部分的にしか提示されていなかったが、その後になって、ようやくその部分（見解等）が全面的に展開され、その真意が明らかにされるというようなことが多くあるからである。その一時期以前にすでに展開されていたということもあろう。変化に富んだ田中耕太郎の教育思想などの場合、とりわけそうである。田中の教育思想をより全体的にみておこうとするゆえんである。

（４） 田中耕太郎の教育思想を解明するといっても、かれは、戦前においてはけっして反戦平和の思想家ではなかったし、戦前・戦後を通じて一貫して反共主義者であったし、戦後教育改革期にはもっとも強烈な教育勅語擁護論者であった。戦前・戦後一貫して教育権独立論を説き続けたとはいっても、その独立論の中身そのものが首尾一貫していたとは到底いえない。その家庭教育論ないし両親教育権論にしても、そこに微妙な変化・変質が認められるのである。

しかし、以上のようなかれの思想の数多くの問題性が、かれの教育思想の内包する価値を否定してしまうことにはならないし、そのようにみることは誤りでもある。「産湯と一緒に赤子を捨てる」ような愚を犯しては、学問研究の進歩に少しも役立つばかりか、学問研究上マイナスでさえある。矛盾に満ちた思想の総体のなかから、現代的価値のある部分を抽出して、それらを批判的に継承し、さらに論理的に発展させるために、我々はむしろ尽力しなくてはならないのである。

あるいは、このような教育思想研究の方法は、かれの教育思想の総体のなかから、なお十分に現代的価値を有する部分だけを抽出して、それについて追跡しようとするものだから、十分に科学的な研究方法とはいえないのかもしれない⁵⁾。しかし、開き直って問い返してみれば、過去の部分的・個別的な遺産を継承しながらはじめて、教育科学の体系はできあがるはずのものであって、あるときある人によって突如としてその体系が完成せられるはずもないとすれば、むしろそうした研究方法こそ正道を行く研究方法ではないの

かとさえ思われてくるのである。若干くり返しになるけれども、私自身は、現代的「教育自治」論の構築・構成に際して、田中耕太郎の教育思想ほどに示唆に富んだ思想を、いまだ他に知らない。そのなかに包含される刮目すべき「教育自治」論構成上に欠かすことのできない諸要素、これを抽出し継承しつつすることが、私自身にとっての当面の主要な研究課題である。

(5) 本連載論文「教育自治の理論」の「I の 2」になっても、いまだになぜこれを「教育自治の理論」として連載するのか、その理由を述べてはいない。田中耕太郎の教育思想の研究を本連載論文の主題としているから、田中の教育思想を「教育自治」の思想として総括することがもっとも的確な総括の仕方であることを解明すればよいわけである。その教育思想研究を続けて、追ってその総括・解明をすることにしよう。また、従来から論文「教科書問題」の連載を続けて、これが「II の 8」まできた（「I の 1」から数えると、実に都合 11 回の連載論文となる）わけであるから、この「教科書問題」研究を「教育自治の理論」研究に発展させたゆえんについても、読者に向けて少しばかり詳細に説明しておかなくてはならない。解明・解説しなくてはならない問題が、その他いくつかあるけれども、本連載論文の序を今後それにあてていくつもりである。

〔註〕

- 1) 田中耕太郎の教育思想に関し、そこに内在する価値に注目するようになったのは、名古屋大学教授の鈴木英一氏が編集した資料集『資料集 1、戦後教育立法に関する重要資料』（名古屋大学教育行政研究室、1974 年 12 月刊）を同大学助教授の榊達雄氏から紹介され、この『資料集 1』に収録された田中耕太郎論文に接してからのことである。私自身、『教育実践と教育行政』初版（法律文化社、1972 年 6 月刊）や『教育専門職の理論』（同、1976 年 2 月刊）のなかで、田中論文には部分的に触れてはいるが、その論及が極めて部分的・一面的なものに過ぎなかったことを、そこからよく知らされたわけである。田中耕太郎の教育思想の研究に本格的に取り組んでみようという決意を固める契機となったものは、上記の鈴木英一編『資料集 1』であることを、ここに告白しておかなくてはならない。

現在のところ、田中の著書・論文を収集し切るのに大変に苦勞しており、多くの

人々の手をわずらわしてしまっている。たとえ『田中耕太郎の教育思想の研究』を単独本として出版しえたとしても、それが実に多くの人々の助言・協力によるものとなることを、あらかじめいっておかなくてはならない。

- 2) 田中耕太郎の著書・論文の一覧が、つぎのような箇所で紹介されている。「田中耕太郎文書」日本教育法学会年報『地域住民と教育法の創造』第4号, 1975年, 有斐閣, 221—229 ページ。

その後、岐経大図書館職員の度会さち子さんや米勢信次君たちの尽力によって、多数の田中耕太郎の著作に目を通すことができたし、また、私自身が国立国会図書館等に再三出かけて、関係著作を利用することができた。その結果、次のようなことがわかった。

田中耕太郎の著作のうち、『平和主義の論理と倫理』（勁草書房, 1948年）は、そのまま『真理と平和を求めて』（講談社, 1950年）に収録されていること、『法と道徳』（春秋社）には、1947年初版, 1949年再版, 1957年増補版の3種類があること、『教育と権威』には、1946年・岩波書店出版と1949年・勁草書房出版の2種類があること、『教養と文化』（角川書店, 1948年）の全部および『文化と世界観』（国立書院, 1948年）の主要論文は、すべて『教養と文化の基礎』（岩波書店, 1937年）に収録されていること、したがって上記の著作だけに関しては、下線部分のものをみれば十分であること、等々である。なお、『教育の再建とその指標』（国民教育社, 1947年）の原本の所在を確かめるのに大変手間取ったけれども、田中耕太郎の著書のなかには、このような題名の書物は存在しない。日本教育法学会年報第4号『地域住民と教育法の創造』（有斐閣, 1975年）での田中耕太郎の教育文化関係著書・論文の紹介（229ページ）は、この点で誤った紹介をしている。なお、国立教育研究所発行の『国立教育研究所附属教育図書館、蔵書目録』のなかに「田中耕太郎旧蔵教育関係文書目録」の項があり、いくつかの田中の未発表のペン書きのメモ・論文等がそこに列挙されている。

- 3) 三羽光彦「法による教育目的・目標規定をめぐる論争」名古屋大学大学院教育学研究科『教育論叢』第24号, 1981年3月刊, 参照。
- 4) 註2)の追加となるが、田中の著書『教育と政治』には、1946年・好学社出版のものと1963年・民主教育協会出版（IDE教育選書75号）との2種類のものがある。このうち、後者については、いまだ入手していないが、入手の見通しだけは立てている。
- 5) 田中耕太郎の教育思想研究の方法論については、その思想研究を積み重ねていて、その思想の全体的構造にそくして、いっそう深くねりあげていかななくてはならない。そうでないと、「あれこれの部分を恣意的に抽出して、それらを得手勝手につなぎ合わせたもの」という酷評を甘受しなくてはならなくなるであろう。

第2節 教育基本法制の理念

I 教育基本法の成立 (5)

田中耕太郎の教育思想の解明

教基法制の理念の解明をめざしている本節で解明すべき問題は、教基法の成立をめぐる問題だけではないし、まして田中耕太郎の戦後教育改革思想の問題だけではない。この「教育基本法の成立」の箇所でも、田中耕太郎の教育思想（たとえ田中こそが教基法の制定に指導的役割を果たした人物であったとしても）の解明だけをすればよいというわけではない。田中耕太郎文相が第90帝国議会衆院の「帝国憲法改正委員会」の席上、1946年6月27日に教基法の立法構想を初めて公表してから、その後に教育刷新委員会（46・8・10設置）および文部省官房審議室（46・8・28設置、46・12・3文部省調査局となる）がその具体的立案の作業をすすめたのだから、そこでの教基法案論議も詳細にフォローしなくてはならないからである。教基法の制定に込められた思いを全面的に解明することさえ、容易ならざる仕事である。しかし、「教基法はどのような思いを込めて成立せしめられたか」の問題を解明するためには、田中耕太郎の教育思想の研究を、その核心に据えて仕事をすすめるなくてはならない。その理由は、一つには、すでに「教育基本法は、基本的には田中先生の考え方に従ってできている、形のうえでは教育刷新委員会なり、その第一特別委員会の諸先生方の意見を聞くということはしていますけれども、本質的なものはそこで特に加えられたり、削られたり、まあ形を変えたりしたようなことは、ほとんどないといってもいい」¹⁾とか、「(田中先生は)教育基本法については非常に熱意を持って、又、自信を持ってやっておられた」²⁾から、実際に教基法案が固まって「枢密院にかかり、国会にかかっている時は、高橋誠一郎さんが(文部)大臣になられてからですけれども、田中先生の段階

で一応の案が固まって、その後、新大臣の下では、そういうものに対する新たな考慮は全然はらわれなかった³⁾とか、これらの田中二郎（教基法立法当時の文部省官房審議室参事事務取扱）の発言があるからである。

その理由は、いま一つには、教基法成立の直前および直後に田中耕太郎が執筆・発表した著書・論文の思想内容にてらしてみれば、かれの教育思想がいかに深く教基法（ひいては教基法制）のなかに盛り込まれていったか、一見して明白となるからである。「田中先生が教育基本法をはじめ、教育立法の初期の段階で果された役割というものは、（中略）非常に大きいものがあった³⁾」という事実は、戦後教育改革によって形成されていく教基法制の、その思想・構造と、その時期の田中の教育思想とをつき合わせてみても、はっきりと確認することのできる事実である。もっとも、この点を確認していくことこそ、本連載論文の第2節Ⅰのなかでの一つの研究課題としているところであるから、ここでは以上の点を示唆的・仮説的に述べておく程度にとどめなくてはならないけれども。

〔註〕

- 1) この辺のことについては、田中二郎「教育基本法の成立事情」『日本教育法学会年報』第3号、有斐閣、1974年、239—240ページ。
- 2) 同上、238ページ。
- 3) 同上、240ページ。

田中『教育と権威』

敗戦直後の1945年9月15日、はやくも田中はメモ「教育改革私見」等をまとめ、それを9月17日の前田多門文相との会談の際に文相に提示している。そのメモの内容は、敗戦僅か1箇月後のものとは思えないほどの近代的教育思想に立ったもので、「教育権の独立」の保障を提起したり、国家主義教育思想の排撃を強く主張したりしていた。そのような田中の近代的教育思想は、敗戦を転機にして生み出されたものか、それともすでに敗戦以前からかれが一貫して堅持していたものであるかは、しっかりと確かめておきたい

問題である。この点を確認するのに、この『教育と権威』(岩波書店、1946年10月)は一つの有効な文献となる¹⁾。というのは、本書の中にはいくつかの敗戦前の田中論文が収録されているからである。この中の主たる論文のテーマ・発表の時期・場所をできるだけ示しておこう。

「教育に於ける権威と自由」1940・3・7『中央公論』

「教育と政治」1945・2・7『大日本教育』

「教育と自然法思想」1940・11『学習研究』

「教育と権威」1939・5『科学知識』

「大学の本质と大学の独立」1938・10・11『帝大新聞』

「大学自治の合理性」1939・8・12、文部省当局との懇談会にて。

「大学自治制確立に至るまでの経緯」

なお、この『教育と権威』に収録されている戦後に執筆された論文の主なもの、つぎのとおりである。

「民主主義と教育」1945・10・22『読売新聞』

「道徳と教養」1946・1『日本教育』

「平和国家建設の為に」1945・11

本書収録の論文内容をみると、「教育権の独立」の思想にせよ、家庭教育(両親の教育権)の本源性の認識にせよ、戦前時(敗戦以前の時期)からの田中の強い信念であったことが知られるのである。もちろん、すでに田中が15年戦争の不当性・侵略性を指摘し批判していたということはなく、この意味では田中の「戦争教育責任」を免罪にすることは、到底不可能である。当時の戦争政治に対する正面からの批判は、ほとんどみられない。しかし、その点だけを追及して終わり、この『教育と権威』のなかでの「教育権の独立」保障の主張等の価値を一切認めないとするなら、まさにそれは「産湯と一緒に赤子を流す」の愚の過ちを犯すことになるであろう。軍国主義・超国家主義が政治・文化・教育・研究を支配するなか、あえて「教育権の独立」等を主張しぬくためには、それなりの勇気・配慮が必要であつたに違いない。田中の戦後教育改革思想の萌芽を、かれの戦前の著作のなかに以下探っていこう。

(1) 1945年8月15日の敗戦を田中がどう受けとめたか、この点は田中

メモ「教育の基本方針に関する意見草稿」等ですでにみたところであるが、『教育と権威』のなかの戦後執筆の論文でさらに確かめておくことから始めよう。「此の度のやうな無謀な戦争を初め、又望みなき戦争を継続し、世界人類に対し大きな罪を犯し、又無辜の国民に対し言語に絶する犠牲を払はしめた」というような戦争観（正当原因を欠く加害・侵略の戦争）や、この国家的犯罪たる戦争の発生原因を国民大衆の「道徳的頹敗」に見出すという手法は「道徳と教養」（1946・1『日本教育』所載）でも少しも変わらない²⁾。「普遍人類の道徳律」の欠如こそが過ちの根元にあったのだ、という把握である。

「日本は軍国主義と過激国家主義に依って破滅の危機に直面した。然し危険は軍国主義や過激国家主義自身にあったのではなく、良心の麻痺と道徳的頹敗とが国民を軍国主義や過激国家主義の方向に追いやったのである。此の欠陥が国民の間に存在する限りは、それは他の種類の誤りに陥る危険を包蔵してある。」³⁾

論文「平和国家建設の為に」（1945・11）のなかでも、同主旨の戦争観等がくり返されている。敗北は道義的敗北であったのであり、その道義についての国民的無自覚から結果したのである。

「戦争は初めから為すべきでなかったし、又継続すべきでなかったのである。敗戦それ自身に誤りがあるよりも、寧ろ道義を欠いた戦争を初めたことに誤りがあったのである。道義的敗北こそ、戦力的敗北よりも一層恥づべきことなのである。」⁴⁾

「敗戦は摂理と云ふべきである。今にして考へるならば、我が国民は全体として敗戦の屈辱と苦難とに現実に直面しなければ決して目が覚めなかったのではあるまいか。かう考へると、筆紙に尽し難い此の度の大犠牲は国民が真に覚醒する為に払はせられた止むを得ない代価と云はなければならない。」⁴⁾

そうだとすれば、敗戦後のいま「他の種類の誤りに陥る危険」を真に克服し切っていくためには、国民大衆の教養的・道徳的な水準を格段に引き上げ

ることに戦後教育の最大の重点を置かなくてはならない。とくに、真理と国家（国政）との関係の理解の仕方が根本的に問い直されなくてはならない。「教育権の独立」の思想を真に形成するということになる。

「今までの学問や教育は軍国主義や過激国家主義によって相当歪曲せられてゐた。学問的探究は重要な諸点に於て、又教育は全般的に其の自由を制限せられてゐた。真理は国家の為めに犠牲にせられ、国民全体は一部の者の利益の為に奉仕させられて来た。然しながら多くの者は此の重大な事実に遺憾ながら気が着^つかなかつたのである。今や学問と教育とは従来の軍国主義や過激国家主義から解放せられ初めた。真理は国家に依って作られ、国家の奴隷たるものではなく、国家の上に又国家以前に存するものである。真の国家は真理に奉仕しなければならない。教育の目的は国家の目前の必要を充たす人間を養成することにはなく、真に価値ある一個の人格者を作り上げることにある。真理に奉仕する国家こそ真に偉大な国家であり、価値ある人格者こそ真の愛国者と云へるのである。」⁵⁾

戦前の軍国主義・過激国家主義の国家日本が「世界人類に対し大きな罪を犯し」たのも、他国および自国の「無辜の国民に対し言語に絶する犠牲を払はしめた」のも、つきつめていくと、「普遍人類的の道德律」が国民のあいだに欠けていたことに起因する。そしてそのことは、学問・教育が国家の支配に服せしめられていたことに起因する。まさにそのために、真理は「国家に依って作られ、国家の奴隷たるもの」であるかのごとくに誤解し、教育の目的は「国家の自前の必要を充たす人間を養成すること」であるかのごとくに誤解し、この誤解に国民大衆が気がつかつたことに起因する。したがって、国家・国政をして真理に奉仕し服従するように要求する国民の形成こそが戦後教育の根本課題とされなくてはならず、「真の愛国者」とは「価値ある人格者」として、真理・道義に服することを国家・国政に要求する人間のことをいうのである。世界人類に対する国家的犯罪を重ねるような国政の継続を許すような人間が、なぜに「真の愛国者」「価値ある人格者」であり

うるか。敗戦直後の論稿のなかで田中がくり返していたことは、以上のようなことであった。ここで田中が真理とか道義という言葉のなかで観念していた中身は、より具体的には、平和主義や民主主義の思想であり、これらこそいわれている「普遍人類的の道徳律」の具体的内容にほかならない。「教育権の独立」を制度的に確立し、教育によって国民大衆のなかに平和主義・民主主義の思想を形成しぬくこと、これを達成しえない限りは再び「他の種類の誤りに陥る危険」があるのだと、田中はここで強く警告していたのである。

(2) 学校教育を家庭教育の補充・延長とみる、家庭教育の根本精神が学校教育にも適用される、家庭教育こそ本源的教育となる、等々の田中の教育観⁶⁾は、敗戦前からのかれの強固な信念であった。

「凡そ教育に於て最も本源的のものは家族内の其れである。親が子を教育することは人類の種族保存の本能に起因する。此の本能は人間が動物と共通に之れを有するものであるが、然し人間に於ては其れが理性に依りて極度に合理化されてある。勿論現代に於て教育は家庭教育のみを以て足れりとしないうで、学校教育、社会教育其の他を必要とするものであるが、教育全体として考ふるときに家庭教育が最も重要性を有し、他の種の教育は補充的意義を有するに過ぎないのである。」⁷⁾

学校教育は家庭教育の補充的意義しかない^なと断定し、すでにその「本源的教育権」説さえ出してみせるのである。「何人が子女に対する教育権者であるか。或は社会、或は国家、或は両親と云ふ風に数へ上げられるであらう。伝統的な自然法の立場に於ては(中略)、両親の第一次的な教育権が承認せられなければならない」⁷⁾と「第一次的な教育権」の所在を明示してみせるのである。そして学校教育がいよいよ軍国主義・超国家主義の傾向を強化し、日中戦争から太平洋戦争にまで突入していく直前の1940年、田中はあえて「家庭教育の根本精神は学校教育にも適用されなくてはならない」と主張し続けたのである。このことの意味を今日どう解するのが正当か。

「国家に依る教育或は一般に学校教育の重要性は、近代国家生活に於て勿

論否定し得られぬ所である。殊に教育内容の範囲が特殊の科学及び技術になって来るに従って、家庭教育及び其の他の私塾的教育では人的及び物的的教育施設の点から見て現代人の教育上不十分であること論を俟たない所である。然し我々は学校教育が其の精神に於て家庭教育の補充であることを忘れてはならない。家庭教育の方が一般的、第一次的のものであり、学校教育は特殊的、第二次的のものである。』⁸⁾

教育内容を科学・技術とするもの(「真理」教育)こそ学校教育である、しかしそれは家庭教育の補充の域を出るものであってはならない、これらの主張からなる田中の学校教育論は、なるほど当時の学校教育の批判にまでは及んでいない。しかし、論理的につぎつめていけば、この観点は、当時の学校教育を強烈に批判するところにまですすむ、その可能性を十分に秘めていたとみられよう。

「我々が家庭教育を以て最も本源的と認めるに於ては、学校教育は家庭教育の補充又は延長と云ふことになり、従って家庭教育に関する根本精神は学校教育にも適用せられなければならないのは、教育者たる両親が被教育者である子女に対して有する権威である。此の権威が学校教育に於て教師に依って行使せられると見得られる。何となれば学校教育は家庭教育の機能の一部が分化し特殊化したものに過ぎず、其の権威の本源は家庭教育に於けると異なる所がないのである。』⁹⁾

教師の権威なるものが結局、両親の本源的権威に由来することを示唆しながら、家庭教育の根本精神が学校教育にも貫くべきことを指摘したものであろう。

「子育ては家庭と学校と社会とが相協力し合って」という子育てに関する世俗的通念をはるかに超え出て、すでにこの当時から田中は、両親の教育権の本源性、学校教育が家庭教育の延長・補充に過ぎないものであること、を主張していたのである。なお上記の権威の問題に関しては、田中はまたつぎのようにも述べていたのである。

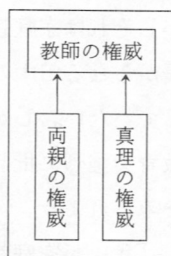
「権威は教育者自身に発祥するものではない。又被教育者から委任せられたものでもない。其れは教育者、被教育者の外にあり、又両者を超越する存在に由来する。或は之を真理自体と云ふことが出来よう。此の権威の本源が更に被教育者の自由の客観的限界をも画することになるのである。真理に対する共同の奉仕服従、其処に教育的協同社会の最も重要な特色が存在するのである。」¹⁰⁾

以上にみてきた田中の主張を図示すれば、右図のようになるであろう。

ところで私が、家庭教育の根本精神は学校教育にも適用されなくてはならないとか、教師の権威は両親の権威に由来するなどとする、田中のこれらの主張に刮目するわけは、すでに若干示唆的に述べておいたように、これが当時の軍国主義・超国家主義の学校教育に対する強烈な批判にまで突きすすむ可能性を秘めていた主張だと思ふからである。では、なぜにそのようにいうことができるか。

わが子を産みいづくし育てる両親にして、わが子を死地に追いやることをのぞむものがあるであろうか。「心身ともに健康な国民」の一人として育ててほしいと願わない親があるであろうか。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(中略)立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(日本国憲法13条)と憲法に書かれていようといまいと、わが子の生命の安全、自由、幸福を願わない親があるであろうか。つまり、両親の家庭教育の根本精神は、わが子の人間的成長と将来の幸福な人生とであって、死地に赴く兵士の育成では断じてありえない。そうだとすれば、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」を根本精神とする学校教育(国家教育、公教育)など、まったく成立する余地がないということになるからである。「教え子を戦場に送る」権威など、断じて教師の権威ではありえないということになるから

教育における権威



である。

(3) 1940年3月発表の論文「教育に於ける権威と自由」のなかで、すでに田中は、「教育の政治的独立」を強く主張していたのであって、かれの「教育権の独立」論のごとき、けっして戦後のかれの「変身」の所産などでは少しもない。「今日我が国家社会に於ける教育が活々した力を失ってゐる」「教育が生命を失ひ機械化した」「一般に国民の教育に対する観念が低調なこと(により)今や教育が全体として権威を失墜してゐる」等々¹¹⁾と、教育の権威の失墜を憂いながら、この社会的・一般的な雰囲気「教育者が正当な権威を有する」ことの障碍しょうがいになっているという。

「現在の初等教育者達は、其の高貴な使命を実現して行く為めに必要な権威を監督官庁、自治体議員、父兄等との関係に於ては維持出来ないやうな社会的、経済的境遇に置かれてゐるのである。従つて斯くの如き状態で教へ子に対して十分な訓育が行はれることを期待することは其れ自体無理である。」¹¹⁾

行政的・政治的・社会的な諸関係のなかで、教員の権威・待遇が極度に劣悪化せしめられているという。田中が教員の「高貴な使命」の中身をどう理解していたのかは、さしずめここでは問わない。しかし問題は待遇だけのことではない。

「最近の傾向は格別として一般的に見て本来学者や教育家を左右してはならない政治的影響が事実此等の者を大いに左右してゐるのである。勿論もちろん研究や教育が絶対に自由ではなく、其れに本来の限界の外に社会的限界も存在するのであるが、然し為政者は努めて此等の者を卑屈迎合的態度に導くやうな処置を警戒しなければならない。学者や教育家とても特別の人間ではない。世の中の風向き次第で機会主義的に動く者もあるであらう。唯だ為政者は狭隘なイデオロギーを掲げて追隨を強ひるやうな態度を控へなければならない。我々は一層積極的に為政者が教育者の人格のびのびを伸々と発達させるやうな雰囲気を醸成することを希望したい。」¹²⁾

教育の政治的従属を強制するような傾向が従来からあり、為政者が教員に卑屈迎合的な態度をとるように仕向けている、そしてこの傾向は今日の「非常時局」において格別に強化されている、という主旨の批判である。「狭隘なイデオロギーを掲げて教員に追随を強いる」ような教育行政に対して、強く反省を求めたものといってよい。司法とのアナロジーで「教育の独立」を説くという手法も、戦後と同じである。

「要するに教育者の地位及び教育の内容が其の時々の政治及び行政的風向きで左右せられないやうな或る程度の保障がなければ、教育及び教育者は何時になっても其の目的を達成するに必要な権威を与へられないであらう。此のことは司法の場合と同様である。司法官が其の職責を完全に遂行し得る為めには其の地位が保障せられ司法が政治的影響の圏外になければならない。(中略)我が国に於ては司法官の地位が諸外国に比して高くない。此のことは教育者に就ても同様である。是れ此の兩者に対する国民の認識が正鵠^{せいこく}を得てゐないことに由来するものである。」¹³⁾

初等教育教員を念頭に置きながら「教育の独立」を要求し主張したことは、ここでも明白である。「教育は国民の素質の向上と云ふ生理的目的に向けられてゐる」¹³⁾という、このような教育観に立っての「教育の独立」の保障要求に過ぎないけれども、たとえ「非常時局」においても「教育の独立」「司法の独立」が保障されなくてはならないと主張していたことは、相当の評価に値する。

若干の補足をしておこう。

上記の田中の「教育の独立」の思想は、敗戦直後の1945年10月に発表した論文「民主主義と教育」(1945・10・22付『読売新聞』掲載)のなかで「我々は特に教育者が行政官庁に対しても品位と威厳とを維持することを切望する」¹⁴⁾と主張することに通じていく。「教育の普及は民主主義実現の不可欠な条件である」¹⁵⁾との立場に明確に立った田中は、「権力に依ってのみ支持せられた教育が内容の空虚を暴露し、権威主義に拘らずその権威を失墜すること

がわが国最近の非常時局の経験から見ても明かである」¹⁶⁾と、権力的教育支配の「空虚」さを指摘する。そして、教育ないし教育者の権威の失墜の原因を2つばかり指摘している。その一つは教育政策の問題である。

「教育者の権威の失墜の原因としては種々存するが、国民一般の教育、科学、文化一般に対する関心や尊重の念の不足が与^{あずか}って力がある。教育は国家の諸活動のうち最も重要なものであるのに拘らず、それは政治的に最も閑視せられて来た。今次の敗戦の経緯、更に溯^{さかのぼ}って為すべからざる戦争を敢^{あえ}てした原因は一言で尽せば根本において教育の軽視と民衆における教育の不徹底といふことに帰着する。」¹⁷⁾

「為すべからざる戦争を敢てした原因」として「教育の軽視」「民衆における教育の不徹底」ということをあげているが、政治が教育者の権威を少しも認めようとしなかったこと（徹底的な政治的教育支配）をいったものであろう。民衆の文化的教養的水準を引き上げることが、政治が徹底して拒否し続けたこともその要因だというのであろう。いま一つの原因は教育者自身の側にある。

「教育の権威の失墜の原因は教育者の側にも存しないとはいへない。最近までの教育の実状は教育者を萎縮^{いしゆく}させ卑屈ならしめる多くの因素——行政的、社会的、経済的諸因素——を持ってゐた。これは政治の罪であるが、それに拘らず教育者の萎縮、卑屈自体は教育者の責に帰さなければならぬ。教育者が真理探求と被教育者の精神的発達について熱情を傾倒し、自らのこの高貴な使命の遂行に感激を持ち続けてこそ、初めて子弟に対する真の教育が可能となるのである。如何なる職業についても熱情と感激とが必要であるが、教育が直接被教育者といふ人格者を対象とするために、教育者には他の職業の場合例へば行政官吏等の場合に比して幾倍する熱情と感激とが要求せられるのである。」¹⁷⁾

教育の権威を失墜させ教育を内容空虚なものとした原因は政治にある。徹底して教育の政策遂行の手段化をはかった政治にある。しかし、そのような

過る政治に対して、教育者たちはどれほどに「教育の独立」を要求し主張し貫き通そうとしたのであるか。かえって過る政治・行政に安易に迎合し卑屈になっていったところはなかったか。教育者自身が「教育の独立」の政治的・行政的な否定にすんで手を貸していったところはなかったか。教育者自身に向けて強く反省を求めたものといってよい。

(4) 高く評価すべきは、田中の大学自治論である。「大学の本质と大学の独立」「大学自治の合理性」「大学自治制確立に至るまでの経緯」等の、戦前・戦時の日本で執筆されたかれの論文はいずれも、そうした時代に書かれたすぐれた大学自治論として刮目に値するものばかりである。そしてその大学自治の思想は、戦後になって、かれ独自の学校自治の思想に延長・拡充されていったのである。戦後教育改革期における田中の学校自治論は、これもまた、戦後になってからのかれの思いつきによる所産などでは少しもなく、戦前・戦時の時代にさえ説いていた大学自治論を、学校一般にまで拡大・適用したものであったのである。

なるほどかれは、1938(昭和13)年の論文「大学の本质と大学の独立」のなかでは、大学とその他の学校を区別して、大学教員の職務だけに特殊性があるようにいっていた。

「我々は大学が他の直轄諸学校及び初等中等学校と異った性質を有してゐること、即ち大学が国営の場合に於ても単なる鉄道、郵便施設、病院、図書館、气象台の如き営造物と異った性質を有してゐること、従って教授が官吏であっても其の職務の性質は前記の営造物の技術と本質的に異って居り、其の結果一般官吏に関する服務規律の如きも大学教授に関しては自然変更を見なければならぬことを総合的に認識理解する必要がある。」¹⁸⁾

大学が国の営造物でありそこでの教員が官吏であっても、大学教員の「職務の性質」には著しい特異性があるから、国立大学教員といえども官庁の命令服従関係に編入することは間違っているという指摘であった。しかし、この論文のなかでは、大学と初等中等学校とを画然と区別し、後者学校教員の

職務の特異性についてはとくに認めようとしていなかったのである。しかし、説明要旨「大学自治の合理性」(1939・8・12)のなかでは、必ずしもそうとばかりはいえないのであって、そこでは「教育の独立」を主張しているのである。「世人は往々、帝国大学教授も亦官吏であるから、一般官吏と同じやうに取扱はれなければならず、大学自治の中に立て籠るといふやうなことは不可解だ」というけれども、「同じ官吏であっても其の職務の性質の差異に応じて職務を遂行する態様が余程違っている」として、その事例としてまず司法官(「司法権の独立」)の場合をあげ¹⁹⁾、ついで大学教員の事例をあげながら、以下のように述べているからである。

「大学教授の職責も司法官の職責に基だ類似してゐるのであり、司法官が正及び不正を判断するやうに、教授は真及び偽を判断するのである。研究の結果として世人の多くが真とする所が実は偽であったり又偽とする所が真であったりするやうな場合が稀でない。若し教授が世論に動かされ、殊に政治的、行政的その他の勢力関係で影響され得るやうな制度になるとするなら学問の健全なる発達は望むことが出来ない。」¹⁹⁾

政治的・行政的な干渉からの大学教員の「学問の自由」について述べ、「学問の独立」の制度的保障こそ学問発達の必須条件であるとしたうえで、さらに以下のようにいっている。

「其れは教育に就ても同様であり、政党の弊害が浸潤してゐる地方に於て自治体の議員や有力者の鼻息を伺つてゐるやうな教員が授ける教育は寒心に堪へないものである。」¹⁹⁾

ここでいう教員は初等中等学校の教員を指しているであろう。そして、その教育が政治的支配(政党、地方自治体議員、有力者、等々による)に服している現実を「寒心に堪へない」と批判し、「教育の政治的独立」の制度的保障の大切さを指摘したものと解されよう。より全面的な「教育権の独立」論たりえているかどうか、若干疑問があるが、戦後での田中の「学校の自治」論に通ずる思想であった。

(5) かれの「大学の独立」論をさらにみよう。「殊に日独防共協定以来ナチ張りの右翼的文化理論が勢力を得初め、其の派の者は時流の波に乗って極端な文化統制、思想統制を実現しようと努力している」²⁰⁾という状況、ドイツでは「卑俗にして浅薄」なる「民族的大学」論や「政治的大学」論が横行してしまっているという状況、そのなかでは「大学の本質に関する反省」が真摯なる考慮の対象とされなくてはならない²⁰⁾。

しかし、その際にはまず、公立・私立の区別なく大学本質論が考えぬかれなくてはならない。私立と官立とでは国家と大学との関係は同じではない。「然し其の文化的及び社会的任務は（私立も）官立の場合と異なる所がなく、殊に其れが国家的監督を受けてゐる限りに於て官立大学と同様の地位にあり、同様な問題に逢着するのである。公私を問はず大学は一樣に真理の探求、文化の擁護発達を任務とするものである」²⁰⁾からである。そこで田中は以下、公私の区別なく、国立大学を事例にして大学本質論を展開することになる。そしてその結果、大学（研究）が「国家的干与の外に在る」独立体であることを鮮明にしていく。

「官立大学と国家との関係は一般行政官庁や地方自治体の場合と甚だしく異つてゐる。国家は官吏と云ふ機関に依つて外部的に行動する。機関意志は国家意志と認められる。行政官庁の場合に於て下級上級の差異、一つの官庁内に於ける官庁自体たる官吏及び補助機関たる官吏との区別が存在するが、何れも其等の権限内に於て国家意思を決定し、又は其の準備過程に参与するのである。」²¹⁾

一般国家（地方自治体）官吏たる者の行動は、官庁的上下関係に編入された下での、国家（地方自治体）の意思の執行・実現である。厳格に国家意思に沿つたその実現のための行動こそ、国家官吏の職務内容である。それに対して官吏（公吏）たる大学教員の職務はどうなるか。その職務内容が「国家的干与外に在る」²¹⁾ことについて、田中はつぎのようにいう。

「然るに大学教授は官吏たる身分を持つてゐても、其の職務は行政官庁を

構成する官吏の職務と全く其の性質を異にしてゐる。其れは其の時々の政府が施政方針として決定した所を奉じて、其の設定した規準に則つて行動しなければならぬ官吏や、又政府が必要に応じて一定の事項を調査せしむる為に設置する委員会の委員や、調査研究の目的の為に官庁に附屬的に又はこれから独立して存在する研究所の技師の職務とは異り、其の職責の遂行即ち研究の実行に於て政府当局の指揮命令を受けぬ独立の地位を有するものである。」²¹⁾

一般国家行政官吏、特定事項調査委員会委員、官庁附属研究所等の技師、等々の場合と大学教員は「全く其の性質を異にしてゐる」のであって、「独立の地位」を有するのだというのである。

「教授の研究上の活動は官吏の職務執行と異つてそれ自体が国家の行動となるものではない」のであって、「官吏たる教授の研究の過程及び其の結果は、一私人たる学究の場合と同じく、全然プライベートなもの、即ち国家的干渉の外に在るものである」からして、「自己の専門の範囲における研究のテーマ自体及び研究の全プランに就て全然他より掣肘せいちゆうを受けることはない」²¹⁾ことになる。このことこそ「一国の文化及び学問の水準全体が向上発達する」²¹⁾に必要なことなのである。研究の過程そのものが国家的干渉の外にあることは、行政官庁附属の研究所・試験所の技術官や政府の各種委員会の委員の研究の場合と異ならないけれども、それらの研究目的が「国家が設定する具体的なもの」「特定の実際目的の実現」に置かれている点において、大学教授のそれと異なっている²¹⁾。「科学者たる教授の活動の特異性」からして、大学教授に対して「国家又は他人が合理化の目的からして一定のプランを立て其れを強制することは出来ない」のである²²⁾。

(6) このようにすすんできて、それが大学自治論にまで到達する。「科学的研究の特異性は必然的に大学の自治体性を要求する」「科学的真理の探求の努力は其の時々の政治的動揺の外に超然として持久的に継続せられなければならないものであり」²²⁾等々と述べて、その大学自治論が始まるが、まず大

学を物的 (Sachlich) 自治体と規定する。

「大学と地方自治体と異なる点は後者が人的自治体であり、^{しこう}而して其の目的が国家なる社会の政治的目的の一部を遂行するに反して、前者が物的 (Sachlich) 即ち事項的の自治体たることに存するのである。」²²⁾

ここでの田中の地方自治体観をどう解するか、疑問なしとはしないが、しかし、大学自治体を「物的自治体」として、地方自治体を「人的自治体」として、区別してとらえる手法は、大学自治の本質に深く迫るものをもっていると思われる。というのは、大学を物的自治体と規定することは、大学の教職員 (人的要素) に対しては政治的支配が及ばないことを示し、国家の対大学行政の目的が環境条件整備にあることを示しているとみられるからである。もちろん、物的自治体は大学以外にも存在する。裁判所がそれであつて、だから「司法権の独立」の現象が出てくるのである。

「司法は一般政治の動揺及び其の方向に超然として厳正に客観的に行はなければならない。其れは (中略) 従つて行政当局の其の時々^の政治的方針に依つて左右せられてはならないのである。司法官に就いて地位が保障せられてゐるのは司法の^か斯くの如き性質に基因する。司法と云ふ特別に区画せられた事項が一般国政より分離して司法官の手に委ねられてゐることは、大学教授に科学的研究と云ふ特別の事項が委託せられてゐるのとその趣きを同じうしてゐる。兩者共に他より掣肘を受けなくて自己の責任に就いて其の職責を遂行するのである。^{しかのみならず}加之大学教授は、司法官が法の適用に関し国家的立法に依つて拘束せられるのに比して、其の地位に於て一層独立不羈^{ふき}であると云はなければならない。」²²⁾

司法の独立は「国家生活の根柢を為す法律秩序の維持」²²⁾のためである。独立といっても国家的立法に司法官が拘束されるのは当然であるが、一般国政に左右されてはならない。したがつて大学教員の独立は、その国家的立法にも拘束されない、より徹底した不羈独立でなくてはならない。国家が「研究の機能権限を特別の専門家に委ねる以上は、研究の専門家たる教授の自由

を認めなければならぬのである」²³⁾というのである。国家が大学教員に研究を「委託」した以上、国家はその教員の「研究の自由」を認めなければならぬという、田中のこの「委託」論は、その後の両親による学校教職員への教育の「委託」論に通じていくものをもっているとみられる。しかし、大学自治が重大な危機に晒^{さら}されていたこの時代に、これほどに明確・強烈な大学自治論を展開した、その田中の勇氣は高く評価されてよいのではないか。かれは大学における研究・教育を、政治の手段化することを公然と強く拒否していたということになる。

いかに大学教員の研究は自由だといっても、その自由にも内在的な制約はあるのであり、「何が科学的真理なりやの問題に関しては、我々は自由であり得ない。何となれば真理は我々の主観的判断から独立して存在するからである。其^こ処に『科学的自由探求』の必然的限界が存在する」²⁴⁾と述べていたことを、かれのために述べておかなくてはならない。学問研究が自由だといっても、それは外部的拘束からの自由のことをいうのであって、学問研究が研究対象とするところからも自由である（得手勝手な、まったく独善的な自由となる）ということはないからである。

そうだとすると、田中の大学自治論は、主要には、国家・政治・行政による研究・教育への支配に対して向けられた主張であって、対社会的関係において主張されたものではないという理解も、相当の根拠をもっていえるということにもなる。そして事実、この『教育と権威』に収録された大学自治に関するかれのどの論稿も、みられるとおりに、対国家的関係における大学自治の保障の必要を説いたものばかりであって、対社会的関係（学生・父母・国民との関係）においても大学自治が保障されなくてはならないなどと説いたものは、ただの一つもないのである。まさにそのことが、この時期におけるかれの大学自治論の価値を決定しているといってもよい。そして私の理解するところでは、教員一般の「学問の自由」（「研究の自由」「教育の自由」を含んでの）に内在する制約・限界なるものは、まさに対社会的関係において、国民の教

育権（子ども・青年の学習権・発達権，父母・住民の教育参加権）を教員が保障しなくてはならないという責務を負っているところから生ずるものなのである。田中の大学自治論については，このような解釈はやはりあまりにも行き過ぎ（過大評価）なのであろうか。

（7）田中が大学教員にもっとも強く要求する精神は，いわゆる「不羈独立の精神」であった。これなくしては大学自治は存在しえないというのが，すでにこの頃からのかれの持論であったのである。「大学自治の合理性」という論文には「昭和13年8月12日大学当局と荒木文相初め文部当局との懇談会の際に於ける大学自治に関する説明要旨」と解説してあるから，これが文相等を直接に相手にしての田中の講話であったことがわかる。

「（大学自治といえば）此の統一した国家内に於て，国家の統制に服しない別個の社会があるかのやうに誣^しひる者が絶無とは申されない。所でそれは学問とか文化とか教育とか云ふ事柄に就て無理解な一部の者の俗論に過ぎないのである。」²⁵⁾

このように前置きして「大学自治は大学の生命である」²⁵⁾とまで断言し，以下のように述べている。このなかに学問研究は「国家に対し大学が負担している光栄ある義務」であるという，一見して国家主義的ともみえる観念が出てくるけれども，かれの大学自治論を国家主義的観点からのものというのは，あまりにも速断ではないかと思う。むしろこれを「社会（国民）にたいして負う義務」と解するほうが正当ではないかと思う。

「大学が其の^{はつらつ}潑刺たる生命を維持し発達せしむることは，国家に対し大学が最高学府として負担している光栄ある義務であり，其の生命の維持及び発達の為に大学自治が必要となって参るのである。大学自治と云ふことは学問の^{うんのう}蘊奥を究むること及び最高の教育が国家から大学当局の手に信頼して委託せられ，大学当局は其の信頼に副ふやうに実行して行く最も適当な方法なのである。言ひ換へれば学問の蘊奥を究むること及び学生に最高の教育を授くることが，其の時々の政治の動向や行政上の手心に依って動

揺を来さず、変更されることがないやうにすることが、大学が完全に自己の使命を遂行するに絶対に必要だと考へられるのである。]²⁶⁾

政治動向や行政的思惑から独立して、大学教員の研究・教育はあくまで自由でなくてはならない。その地位については司法官のような憲法上の保障はないけれども、その研究・教育は条理上自由でなくてはならない。

「条理上大学教授は、其の研究が公の秩序及び善良の風俗に反しない範囲内に於て自由でなければならぬ。例へば先生や先輩である総長や学部長が或る研究に何年も没頭してある後輩や門弟の教授に対して、其のことよりも他のことを研究するやうに勧告することは出来るが、命令するやうなことは出来ない。(中略)学者や芸術家から自由を奪へば、貴重な研究や立派な作品は決して生れ出ないのである。]²⁷⁾

大学教員の研究・教育の自由について以上のように述べ、これを一般の行政官吏と比較して、「同じ官吏でも行政官は違つてゐるのであり、行政官は如何に興味を持ってやりかゝつてゐる仕事があつても、上官から他の仕事を命ぜられれば、やりかけてゐるものを捨てて命ぜられたものを為さなければならず、即ち上官に絶対に服従しなければならぬのである」]²⁸⁾と、その差異を鮮明にしたのである。大学教員と一般行政官とでは、たとえ両者とも同じ官公吏であるとしても、前者はいかにしても同僚關係に編入されなくてはならず、後者は上命下服關係に編入されざるをえないことを指摘したわけである。この差異を生み出すものこそ「学者の生命」ともいふべき「不羈独立の精神」にほかならない。

「学者の不羈独立の精神こそは実に学者の生命とも申すべきものである。其れは全く學問に対する情熱、真理に対する没我的態度から來るのである。其れは卓れた芸術家が芸術に生命を打ち込むのと同様の心境である。人倫や道德の根本は一つであるが其の具体的の発現は職業の差異に従つて一様ではない。(中略)行政官に特に要求せられる徳は服従である。司法官に特に要求せられる徳は公正である。(中略)而して学者及び芸術家に特に

要求せられる徳は不羈独立である。若し学者にして此の徳を欠いてゐるならば、塩が辛さを失ったやうなもので、所謂曲学阿世の腐儒となり下り、真に国家社会に対する義務を果し得ないのみならず、一国文教の頽敗を来す原因となるのである。学者である大学教授の生命と致してゐる所の此の精神こそは、実に大学教授が同僚と共に形成してゐる自治的な協同社会内に於て涵養せられるのである。』²⁸⁾

たとえ大学内において、総長、学部長、教授、助教授、等々があったとしても、それらの相互関係は「行政官庁に於ける上級官吏下級官吏の関係」「権力服従の関係」ではありえず、いわば「師弟の関係」「先輩後輩の関係」が基本をなしている同僚関係なのである。それぞれの学問が相互に連絡し合っているがゆえに、相互の協力・補助を各学問の進歩が要求するということ、これこそその同僚関係の成立する必然的基礎にはかならない²⁹⁾。

1938（昭和13）年8月、田中耕太郎が文相・文部当局者をまえに展開してみせた、まことに勇氣あるすぐれた大学自治論であった。この講話のなかで田中が「学者の生命」としての「不羈独立の精神」をあげたとき、その精神が「学問に対する情熱、真理に対する没我的態度から来る」とも述べているが、この精神こそ、政治的・行政的な動向に左右されることなく、「学問の蘊奥を究むること」「学生に最高の教育を授くること」のために絶対に必要だと述べていることに、よくよく注意しておきたい。というのは、田中はここでは、政治的・行政的な支配には服しないという「不羈独立の精神」が（大学）教員に必要とされるゆえんの一つに「学生（生徒）に最高の教授を授くること」をあげているからである。その精神は、学習権・発達権のより十全な保障のために堅持されなくてはならないと、そのようにいっているのだからである。

(8) すでに述べたように、この田中『教育と権威』が、戦前日本の軍国主義・超国家主義をま正面から批判はしていないという意味で、さらには、戦前日本の「国家的犯罪」政治にときに「贅意」さえ表明しているという意

味で、教育・研究をとおして田中が日本の帝国主義的侵略戦争に加担したという「戦争教育責任」を、田中は免れることはできないし、やはり到底免罪にすることはできない。しかし、15年戦争期の日本の社会の異常な狂気の雰囲気なかで（反戦平和主義者のすべてを「非国民」「国賊」と世論が呼んだ）考えてみると、かれの見解のすべてを無価値として切り捨ててしまうことができるか、甚だ疑問である。大きな過ちを含みながら、そこにはいまなお価値のある見識を示した部分も含まれているからである。この辺の評価・分析は大変に難問であるに違いないけれども。

もちろん田中は、この『教育と権威』のなかで「教育権の独立」の思想を貫き通しえたわけではない。たとえばかれが「教育と自然法思想」（1940・11『学習研究』所収）のなかで「自然法」を定義し、それは「要するに人類の本性に基く所の、其の故に有らゆる時代及び有らゆる場所を通じて不変な道徳的原理であり、社会生活上に於て法典其の他の成文法及び慣習法の形態に於て存在する実定法が存在しない所にも存在し、且つ実定法に基礎と内容とを与へる所のものである」³⁰⁾と説明しながら、「兵役及び納税の義務の如きは、個人が全体である国家の権威を尊重し其れに犠牲的に奉仕しなければならぬと云ふ自然法上の義務から派生した義務である」³¹⁾と述べて、兵役の義務、国家に犠牲的に奉仕する義務、等々までも「人類の本性に基く所の」自然法に由来するかのようについて、「教育を実質的に改善し、且つ教育者に思想的根柢を供給することによって之れに権威を与ふる意味に於て」自然法を強調することは不可欠のものである³²⁾としても、その自然法の内容が流転してしまつてはその意味はない。

さらにまた、「新入学生諸君に与ふ(2)」という1938(昭和13)年4月10日付『改造』掲載の論文のなかでは、「国家と学問との間には些^{いささ}かも矛盾衝突は存在し得ない」とまで主張し、国家に対して教育権の独立の保障を要求することが、あたかも無意味なごとくに述べていたのである。

「大学令第1条は、『大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並

ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシテ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス』と規定してゐる。大学に於て教授せられる所のもの『国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用』である。凡そ国家の任務中重要な一つものは文化の擁護及び発達である。而して文化の擁護及び発達の中重要な地位を占めてゐるものは学問及び技術の研究である。此の学問及び技術の研究は私人又は私的団体の事業としても為され得るのであるが、然し国家は其の重要性を認めて、之れを国家的事業とし、帝国大学其他国家的機関の手に依つて之れを遂行してゐる。(中略) 凡そ真の——私は特に真のと云ふ——学問及び技術は総て国家の存在及び発展の爲めに須要なるものであり、加之国家は其れが警察国家に止まらずして文化国家である以上、其の本来の使命に従つて之れを擁護し発達せしめなければならないのである。此の故に本質的に觀察すれば、国家と学問及び技術との間には些かも矛盾衝突は存在し得ないと認むべきである。』³³⁾

もしも国家と学問との間に矛盾衝突がないのなら「学問の自由」の保障を国家に対して要求する実益はないし、もしも大学が「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用」の教授を任務とするのなら「大学の自治」を主張する実益は少しもない。あれほど強力に「大学自治の合理性」(昭和13年8月12日)や「大学の本質と大学の独立」(昭和12年10月11日)のなかで「学問の自由」「大学の自治」を説いていた田中が、同時期の「新入学生諸君に与ふ(3)」のなかで、さらに以下のように述べていることは不可解というほかない。

「大学は一般に国家生活の秩序に反しない範囲内に於て自己の任務に属する研究事項の範囲を自ら決定し、さうして其の研究に依り學術の蘊奥を究める。(中略) 大学は研究の使命以外に学生薫育の使命を有する。それは学生に対し知育教育以外に忠良なる臣民として又一個の紳士としての教育を施す。』³⁴⁾

1938(昭和13)年4月16日『帝国大学新聞』所載の「新入学生諸君に与ふ(3)」のなかでも、このように、大学における学問研究の自由に「国家生活の

秩序に反しない範囲内に於て」という枠を設けたり、大学の使命の一つに「忠良なる臣民」の育成をあげたり³⁴⁾、大学令第1条のいう「人格ノ陶冶」に関して「諸君は今日まで家庭に於て父兄の感化を受け又初等学校入学より高等学校卒業に至るまで教育に関する勅語の精神に従って薫育せられて来たのである。大学に於ても引続いて自己の道徳的完成に努力しなければならぬことは当然の次第である」³⁵⁾と述べたり、まことに不可解な発言をくり返していたのである。

以上の一点にてらしただけでも、田中耕太郎の教育思想の研究の困難さが推測されるであろう。一つの仮説として私は、田中耕太郎という法律学者は、必ずしも自説全体の論理的整合性について自覚的ではなかったのではな
いかということを考えている。

〔註〕

- 1) この『教育と権威』は、伊藤彰男・暁学園短期大学教授のご厚意で借用しえたものである。伊藤氏に深く謝意を表したい。
- 2) 田中耕太郎「道徳と教養」『教育と権威』岩波書店、1946年10月・所収、228ページ。
- 3) 同上、229ページ。
- 4) 田中「平和国家建設の爲めに」『教育と権威』所収、235ページ。
- 5) 同上、236-237ページ。
- 6) 田中「教育に於ける権威と自由」『教育と権威』所収、30ページ。
- 7) 同上、26ページ。
- 8) 同上、29ページ。
- 9) 同上、30ページ。
- 10) 同上、40ページ。
- 11) 同上、33-34ページ。
- 12) 同上、35ページ。
- 13) 同上、37ページ。
- 14) 田中「民主主義と教育」『教育と権威』所収、72ページ。
- 15) 同上、68ページ。
- 16) 同上、69ページ。
- 17) 同上、71-72ページ。

- 18) 田中「大学の本質と大学の独立」『教育と権威』所収, 77 ページ。
- 19) 田中「大学自治の合理性」『教育と権威』所収, 94-95 ページ。
- 20) 同前「大学の本質と大学の独立」78-79 ページ。
- 21) 同上, 80-81 ページ。
- 22) 同上, 82-83 ページ。
- 23) 同上, 84 ページ。
- 24) 同上, 87 ページ。
- 25) 同上, 89-90 ページ。
- 26) 同上, 90-91 ページ。
- 27) 同上, 97 ページ。
- 28) 同上, 95-96 ページ。
- 29) 同上, 96-97 ページ。
- 30) 田中「教育と自然法思想」『教育と権威』所収, 49 ページ。
- 31) 同上, 51 ページ。
- 32) 同上, 54 ページ。
- 33) 田中「新入学生諸君に与ふ(2)」『教育と権威』所収, 191-192 ページ。
- 34) 同上, 207 ページ。
- 35) 田中「新入学生諸君に与ふ(3)」『教育と権威』所収, 218-219 ページ。

〔付記〕

予定していた田中耕太郎の著書『真理と平和を求めて』（講談社，1950年）の内容分析を行った論文の本論文「Iの2」への収録もできなかつたし，また「1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等(7)」をここに収録することもできなかつた。田中耕太郎の教育思想の研究にせよ，その「国際的批判」の総括にせよ，1980年代も後半に入ったいま，「臨時教育審議会」なるものが特設されて教育「改革」論議が開始されているという状況のなかで，とりわけ大事な仕事になっていると考えて，より精力的にすすめなくてはならないと思っている。臨時教育審議会の教育「改革」論議についてとくに注意すべきことは，そこでの教育「改革」論議が何であるかによって，80年代日本の教育政策は，かの国際的批判にどうこたえるのかが厳しく問われることになるのだということである。その論議が国際的な注視のなかにもあるということである。